

令和3年7月19日

保護者のみなさまへ

小松島市教育委員会

## 夏季休業日中の新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について（お願い）

保護者のみなさまには、これまで新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、東京都への4度目の「緊急事態宣言」の発出、近隣府県での「デルタ株」の確認など、全国的に感染拡大の懸念が高まっております。

感染拡大を防ぐためにも、一人一人が感染拡大防止に取り組む必要があります。各学校（園）において、幼児児童生徒の安全・安心の確保を第一に感染拡大防止について繰り返しお願いしているところですが、これから夏季休業日を迎え、ご家庭におきましても、一層の緊張感を持って、次の点について、再度徹底していただきますようお願いいたします。

- 1 毎日の検温等による健康観察を徹底し、発熱等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合は、登校日であっても登校せず、速やかに「かかりつけ医」等にご相談ください。
- 2 マスク、手洗い、手指消毒、換気等の基本的感染症対策を徹底し、「3密」（密閉・密集・密接）はもとより、「2密・1密」を避けるといった感染症対策をお願いいたします。
- 3 夏季休業日を迎えるにあたり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域への移動は、できれば中止・延期を検討いただき、それ以外の地域への移動についても、慎重にご判断をお願いいたします。特に、人が密集する場所へのお出かけ、大人数での長時間の飲食などは、感染リスクが高まりますのでご注意ください。
- 4 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別につながるような行為は断じて許されるものではありません。噂やデマ等に惑わされることなく、正しい情報に基づき冷静な対応をお願いいたします。
- 5 次のような場合は、早い段階で必ず学校（園）へご連絡ください。
  - ①児童生徒等が「濃厚接触者に特定された場合」
  - ②児童生徒等が「PCR検査を受ける（受けた）場合」（保健所やかかりつけ医の指示があった時）
  - ③児童生徒等の「PCR検査の結果が判明した時」
  - ④同居するご家族が「感染された場合」

新型コロナウイルス感染症に関することなどで、緊急の連絡を要する場合には、まず学校へご連絡ください。

学校閉庁日は教育委員会学校課（32-3811）へご連絡ください。

夜間・休日等で、連絡がつかない場合には、市役所夜間・休日窓口（32-2111）へご連絡ください。教育委員会から各学校に連絡をとります。（ご連絡の際は、お子様の学校名、学年、お名前をお知らせください。）